

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和元年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成30年度の平均定期給与額が前年比で約0.8%増加したことから、上限額・下限額ともに引き上げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、令和元年8月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,510	13,630	6,755	6,815(+60)
30～44歳	15,010	15,140	7,505	7,570(+65)
45～59歳	16,520	16,670	8,260	8,335(+75)
60～64歳	15,750	15,890	7,087	7,150(+63)

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(13,630円)が適用されますので、令和元年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,815円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,480	2,500	1,984	2,000(+16)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,000円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 13,630 円以下	50%	6,165 円～6,815 円
13, 630 円 (上限額) 超	—	6, 815 円 (上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 15,140 円以下	50%	6,165 円～7,570 円
15, 140 円 (上限額) 超	—	7, 570 円 (上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 16,670 円以下	50%	6,165 円～8,335 円
16, 670 円 (上限額) 超	—	8, 335 円 (上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 11,090 円以下	80%～45%	4,008 円～4,990 円 (※3)
11,090 円超 15,890 円以下	45%	4,990 円～7,150 円
15, 890 円 (上限額) 超	—	7, 150 円 (上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y=0.8w-0.3\{(w-5,010)/7,320\}w$

※3 $y=0.8w-0.35\{(w-5,010)/6,080\}w$, $y=0.05w+4,436$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	6,110	6,165 (+55)
60～64 歳	4,945	4,990 (+45)

◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,833	1,849 (+16)
60～64 歳	1,483	1,497 (+14)